

和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の海面における漁業は、平成28年の生産額で155億円、生産量で24,692トンの実績を示しており、平成25年の海面漁業就業者数は、2,907人となっている。また、水産加工業も盛んであり、特に沿海市町においては基幹的な産業となっている。

水産業は、本県にとって重要な産業として位置づけられており、今後とも水産業の発展を図っていく上で海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- 2 本県水域は、瀬戸内海区と太平洋海区に大きく分けられ、瀬戸内海区は紀伊水道を上り下りする潮流と黒潮の分枝流の入り込みが複雑に交錯し、好漁場を形成しており、底びき網、船びき網、一本釣り漁業等が活発に行われている。また、太平洋海区は黒潮の本流及び分枝流の影響を強く受け、まき網、定置網、敷網、刺網漁業等の網漁業のほか、ひき縄釣り漁業が行われている。

近年、漁業者は、操業機器類の近代化、操業形態の変化等の漁獲努力の増強や小型魚の採捕混獲などにより、一部の資源にあっては減少あるいは低迷しているものが見られる。

今後ともこのような状況が継続すれば本県水産業の持続的発展が危惧されるところである。

- 3 本県では、従来から資源管理型漁業の推進等の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、磯根資源を主体に一部の海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが海洋生物資源全般には至っていない。
- 4 国の基本計画において本県に定められた第1種特定海洋生物資源の漁獲可能量については、採捕実績の的確な把握及び地域の実情を勘案し漁業者等への指導を行い、適切な保存管理措置を講じることとする。

また、適切な管理に必要な資源の現状、資源の動向等の科学的なデータの収集のため、国及び関係県と連携し、調査体制の充実強化に努めるものとする。

- 5 本県における漁獲可能量制度においては、入漁協定に基づく他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 6 指定海洋生物資源の対象魚種の保存管理措置については、今後の検討課題とする。
- 7 第1種特定海洋生物資源及び指定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

このような保存管理措置を通じ、本県水域における海洋生物資源の回復や安定

的な漁業生産につなげ、本県水産業の発展を図るものとする。

- 8 なお、中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- 1 平成30年の第1種特定海洋生物資源における管理の対象となる期間及び知事管理量は、次の表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
まさば及びごまさば	平成30年7月から翌年6月まで	6,000トン
まあじ	1月から12月まで	若干
まいわし	1月から12月まで	若干
さんま	平成30年7月から翌年6月まで	若干
するめいか	平成30年4月から翌年3月まで	若干

- 2 平成31年の第1種特定海洋生物資源における管理の対象となる期間及び知事管理量は、次の表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
まさば及びごまさば	平成31年7月から翌年6月まで	
まあじ	1月から12月まで	若干
まいわし	1月から12月まで	若干
さんま	平成31年7月から翌年6月まで	
するめいか	平成31年4月から翌年3月まで	

(注) まさば及びごまさば、さんま並びにするめいかについては、管理の対象となる期間が開始される前までに設定する。

第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第2の1の表及び第2の2の表に掲げる第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次の表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

1 中型まき網漁業（第2の1の表関係）

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
まさば及びごまさば	平成30年7月から翌年6月まで	5,300トン

2 中型まき網漁業（第2の2の表関係）

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
まさば及びごまさば	平成31年7月から翌年6月まで	

（注）まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

「まさば及びごまさば」

中型まき網漁業については、現行規制内容を踏襲するとともに資源の有効利用等を推進する。

また、小型まき網漁業、定置網漁業、小型定置網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

「まあじ」

中型まき網漁業、小型まき網漁業、定置網漁業、小型定置網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

「まいわし」

中型まき網漁業、定置網漁業、小型定置網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等については現状どお

りとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

「さんま」

敷網漁業、定置網漁業、流し網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

「するめいか」

5トン未満の動力漁船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあっては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、許可制への移行等漁獲努力量の抑制方策について検討する。また、定置網漁業、小型定置網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等については現状どおりとして操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 今後の本県水産業の発展を図るため、再生産可能な生物サイクルを活用した産卵親魚や小型魚の保護、休漁期間の設定等の管理手法を取り入れた資源管理型漁業の更なる推進、定着化及び漁村地域でのリーダー等の人材育成などに努力することとする。